

那須塩原市・リンツ市姉妹都市提携10周年記念交流事業業務
公募型プロポーザル実施要項

本要領は、「那須塩原市・リンツ市姉妹都市提携10周年記念交流事業業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

なお、本業務は、令和8年度当初予算の成立を前提とした準備行為であり、予算が成立しない場合は、本プロポーザルの手続きを中止、または契約を締結しないことがある。この場合において、企画提案書の作成及び提出に要した費用その他一切の費用については、提出者の負担とする。

1 業務概要

- (1) 業務名 那須塩原市・リンツ市姉妹都市提携10周年記念交流事業業務
- (2) 業務内容 別紙「那須塩原市・リンツ市姉妹都市提携10周年記念交流事業業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和9(2027)年1月29日(金)まで
- (4) 提案上限額 22,977,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 実施スケジュール

項目	期限
実施要領等の公表	令和8(2026)年2月18日(水)
質疑書の提出期限	令和8(2026)年3月3日(火) 正午
質疑に対する回答	令和8(2026)年3月5日(木)
参加表明書の提出期限	令和8(2026)年3月9日(月) 午後4時
企画提案書の提出期限	令和8(2026)年3月18日(水) 午後4時
選定結果の通知・公表	令和8(2026)年3月26日(木)
契約締結	令和8(2026)年4月1日(水) 予定

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次の要件のすべてを満たす法人でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の令和7年度入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされた者(これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 令和8年2月17日(火)時点において、那須塩原市建設工事等指名停止基準(平成17年那須塩原市告示第143号)の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であること、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 地方公共団体等が発注した類似業務に関する履行実績があり、確実に履行できる者であること。

4 実施要領等の配布

那須塩原市ホームページからダウンロードすること。

5 参加手続等

- (1) 説明会
説明会は実施しない。
- (2) 質疑
 - ア 提出期限
令和8(2026)年3月3日(火) 正午まで
 - イ 質疑方法
令和8(2026)年3月3日(火) 正午までに到達するよう、電子メールで「shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp」宛に、質疑書(様式1)を添付して送付すること。なお、電子メールの件名は、【質疑書】+質疑者の氏名+(送信年月日)「件名例:【質疑書】株式会社〇〇(R8.2.18)」とし、電子メールの送付後は、速やかに市民生活部市民協働推進課(0287-

62-7019) に電話で到達の確認をすること。

(3) 回答

令和8(2026)年3月5日(木)までに那須塩原市ホームページに掲載する。なお、回答は、本書の追加又は修正として、本書と同様に扱うものとする。

(4) 参加表明

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式2)を1部作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限

令和8(2026)年3月9日(月)午後4時(必着)

イ 提出場所

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
市民生活部市民協働推進課

ウ 提出方法

持参又は郵送

【持参】

受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。以下同じ。)を除く午前9時から午後4時までとする。

【郵送】

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、書留郵便に準ずるもので送付すること。なお、郵送の場合は、発送後、速やかに到着確認のため電話連絡を担当課に行うこと。

6 企画提案書の作成及び提出

参加表明書の提出した者は、仕様書及び本書に基づき企画提案書を作成し、持参又は郵送で提出すること。

(1) 提出方法

ア 提出期限

令和8(2026)年3月18日(水)午後4時(必着)

イ 提出場所

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
市民生活部市民協働推進課

ウ 提出方法

上記「5 参加手続等」に記載する提出方法に同じ。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

① 類似業務の履行実績等(様式第3号)

② 業務遂行体制(様式第4号)

③ 業務実施計画及び全体のスケジュール(任意様式)

④ 企画提案内容(任意様式)

⑤ 見積額及び内訳(任意様式)

- ・ 日本工業規格A4版片面縦使い、カラー刷りとする。フォントサイズは、10.5ポイント以上、横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。
- ・ 作成部数は、正本1部、副本8部とする。正本のみ提案者名を記載すること。(副本には、提案者名を記入しないこと。)
- ・ 見積額は、契約希望金額の総額(消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額)を記載すること。なお、見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、本業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。
- ・ 仕様書に記載する航空券の概要(航空会社名、フライトスケジュール、料金等)、宿泊先の概要(宿泊施設名、主な仕様、料金等)、移動手段の概要(事業者名、移動スケジュール、料金等)、食事の概要(食事場所、食事内容、料金等)、視察先の概要(視察場所、主な視察内容、料金等)、レセプションの概要(想定会場等)、市民派遣団向けの旅行商品の企画・公募・販売の概要(募集方法、スケジュール、想定募集人数等)は、「④企画提案内容

(任意様式)」に本業務を遂行する能力や現地の知見を評価するための『企画提案（モデル案）』として、具体的かつ根拠をもって提示すること。

イ 見積書

那須塩原市長宛ての見積書を1部提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

7 審査方法等

企画提案書、見積書等について、別表「審査項目」に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し、審査を行う。なお、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。

8 選定結果の通知及び公表

契約候補者選定後、企画提案書を提出したすべての者に選定又は非選定の結果を文書で通知する。また、選定結果の概要（契約候補者の名称及び評価の総合点）は、那須塩原市ホームページで公表する。ただし、提案者が複数の場合、非選定となった者の評価の総合点は公表しない。

9 契約候補者の特定

- (1) 失格者を除いた者のうち、審査の総合点が70点以上で、総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- (2) 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者とする。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- (3) 提案者が1者であった場合、審査を行った上で、総合点が70点以上であれば、契約候補者として選定する。

10 契約の締結

- (1) 契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、総得点が次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。
- (2) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、契約候補者となった日から5日以内にその理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (3) 本委託業務を第三者に一括して再委託することはできない。ただし、業務の一部を委託する場合は、市と協議の上、実施することができる。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 書類の提出後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回等を認めない。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出書類は、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (5) 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 提出書類に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- (7) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- (8) 提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (10) 参加資格がない者及び提案者が失格条項に該当したときは、当該提案者の提案は、無効とする。
- (11) 企画提案書の内容は、本業務における実施義務を提示したものとす。

12 失格条項

企画提案に参加する者が次のいずれかに該当した場合は、その者は、本プロポーザルの参加資格を

失う。

- (1) 審査に影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書を複数提出した場合
- (4) 書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (5) 契約上限額を超える提案をした場合
- (6) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 提出図書に盗用の疑いがあると市長が認めた場合
- (9) 参加資格を欠くことになった場合
- (10) その他、本書に定める内容を遵守していないと認められた場合

13 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年3月18日(水)正午までに、辞退届(任意様式)を提出すること。

14 担当課

市民生活部市民協働推進課(電子メール：shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp)

以上

別表「審査項目」

審査項目	評価内容	配点
1 業務内容の理解度	委託業務の目的や内容を十分に理解しているか。	10
2 提案内容の優良性	提案内容に具体性及び妥当性、実現可能性があり、優れているか（モデルプランの妥当性など）。	20
3 業務実施の確実性	過去に類似業務の実績があるか、同等の成果が期待できるか。	20
4 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
	現地での移動手段や通信手段、通訳の手配等を柔軟に対応できるか。	10
5 業務運営の誠実性	公共事業の受託者として適正かつ公平に業務を遂行できるか。	10
6 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
7 専門的知識	業務を遂行するために必要な専門知識を有しているか。	10
合 計		100

【評価基準】

評価	優	良	可	やや不良	不良
得点	10点	8点	5点	2点	0

※ 配点が20点となる項目は、各評価基準の得点を2倍する。